

制度を活用するには



1と2は地域が主体となって行います。市は制度説明などの支援をします。都市計画課(西庁舎1階)にご相談ください。

3と4は市が行う手続きです。

1

地域の課題や土地利用の方針を整理

2

どこにどんな建物を建てるかを決定

3

内容の精査・指定手続き

4

制度適用

5

地域の実情に応じた土地利用の開始



特集 | みんなで考える

集落維持

都市計画課 ☎23・6260 FAX23・6514

近年、人口減少や少子高齢化が進み、特に、開発を抑え、各種法令で建物建築が規制される市街化調整区域では、この先、集落の維持が難しくなることが考えられます。このような地域でも住民同士がお互いに助け合える地域コミュニティを持続していくために、本市では令和6年4月から地域の実情に応じた土地利用ができる制度が始まりました。

保安林
山林

土砂災害
警戒区域

市街化調整区域の課題

- 人口減少による地域コミュニティの低下
- 集落維持が困難
- 自然環境維持への影響

最近こんな話をしていませんか?

空き家が増えてきたな...

地域の活気がなくなってきているな...

制度を活用すると、空き地・空き家に

戸建て住宅 長屋・共同住宅 店舗・事務所を
新築したり、建て替えたりできます。

農業用地
(青地)

浸水
想定区域

制度により
土地利用が
できる区域

令和6年4月から市街化調整区域における

集落維持制度を創設!

制度を活用すると、
**誰でも空き地・空き家に
住宅や店舗などを新築したり、
建て替えたりできます。**

※災害エリア(土砂災害警戒区域、浸水想定区域)は区域に含めることができないなど、条件があります。



詳しくはこちら

Point

これは、新たな住宅団地を形成するためではなく、既存集落の維持のための制度です。

地域が主体となって整理した課題などをもとに、地域の実情に応じた土地利用を実現させます。

